

***Google v. Oracle* 事件：未解決問題、予期せぬ展開**

筆者：ルイス・ボンハム (Louis K. Bonham)

Google v. Oracle 事件に対する米国最高裁判所の判決がここ十年間で最も注目される著作権侵害訴訟事件の一つです。実務家たちは、裁判所が API (Application Programming Interface) の「宣言コード」 (“declaring code”) (及び一般的にソフトウェアの潜在的により大きい争点) が著作権により保護されるかという質問に対して決定的な答えを出し、絶望的にバラバラになった「フェアユース」規定を明確にすることを望んでいましたが、残念ながら、裁判所が答えた全ての質問は、かえって著作権法の定着した法理に対する多くの疑問を生み、裁判所が望んだ結果に相反する予期せぬ結果も齎しています。そのように、*Google* 判決によって、特にそれが齎し得る結果を考えると、著作権法の安定性が揺らぐ虞があると思われれます。

今回の事件に対する実際の判定は、比較的単純明快なものでした。*Google* が *Java* の API の数千行の「宣言コード」をそのまま複製したのは異議のないことで、裁判所がそのようなコードは著作権法により保護されると (判定ではなく) 「仮定」しているにもかかわらず、*Google* が無断でそれら数千行のソフトウェアコードを自身のアンドロイドオペレーティングシステムに利用したことは、法律の問題として、「フェアユース」とされました。裁判所は更に、フェアユースは、陪審の問題よりも判事にとっては法律の問題であると判定を下しました。判決に当たり、裁判所は、創造的進歩を奨励する必要性と、長い間フェアユースに逆らうと考えられていた全ての除かれた又は再解釈された因子 (商業的利用、利用された著作物の質的及び表現的な本質等) を強調しました。

そうすることで、最高裁判所の判決によって、訴訟当事者及び下級裁判所が何年も取り組み、目的が損なわれそうな以下の問題が取り上げられました。

第一に、裁判所は、APIの宣言コードの利用は、法律の問題として、フェアユースであると判定しましたが、新しい製品を生成するための実装コード

(implementing code)の複写もフェアユースであるという次の論理的な主張が生じます。裁判所が熟慮して宣言コードのフェアユースを判定した理由も、実装コードに適用されるように主張され得ます。そうならない論理的な根拠もないと思われれます。ソフトウェアが著作権法により保護されるか否か(異議を唱えたトーマス判事が指摘したように、過半数が判決の理由付けの多くを解き明かさずにできない)を宣言するよりも、これっきり、裁判所はソフトウェアの著作物性

(copyrightability)という包括的な問題を未解決のままに明示的にしたという事実によって、状況が更に悪化し得ます。

第二に、新製品の迅速な開発を促進するためにもAPIの普及した利用が「フェアユース」であるべきというブレイヤー判事の許容意見の主旨です。特に、当判定が下級裁判所によりどれ程広げられるかは定かではない(すなわち、実装コードは同様にただで利用できるか)とすれば、ソフトウェア作者は、APIコードを開発者たちにリリースし、無許可利用が抑制されるように著作権法に頼るよりかは、自身が作成したコードを秘密にし、特定の団体にのみ、守秘義務契約の下(違反された場合に、企業秘密保護として行使される)、リリースしたほうがよさそうです。そのようなコードのそのようなより厳しい管理がより多いかつ早い進歩を齎すかという質問があれば、特に企業リーダーたちの市場力を考慮すると、「ウォールド・ガーデン」(“walled gardens”) (利用者を限定した仕組み)が進歩を奨励するかという質問が戻ってくるでしょう。

第三に、以前には手掛かりを齎さない場合に最も重要な因子として考えられた「著作権者が受ける潜在的な経済的損害」を取り除き、かつ、「変形的利用」(“transformative use”)の範囲を劇的に拡大することにより、裁判所は、著作権者の著作物を単に私物化することによって競合製品を生成することに対してフェア

ユースの扉を開きました。Google 判決は、アンドロイド（移動機器）は Java（デスクトップ及びノートパソコン）の競合製品ではないと主張している一方、異議を唱えるトーマス判事が指摘したように、過半数の意見は、同じ宣言コードを含む Java ME の存在を不注意にも見落としています。特に、判決の広範な解釈を考慮すると、下級裁判所は、競合製品もフェアユースで防御する権利を有すると認定し得ます。

第四に、ソフトウェア分野だけではなく、全ての著作物の二次的著作物にとって、判決は何を意味するのでしょうか。法律の問題として、フェアユースの基準が、利用が著作権者の直接競争となる商業用途であり、著作物の軽視できない量の文言的複製に関わる場合であっても、「創造的進歩」を奨励するのであれば、二次的著作物を創造し、許可を得ていない他人が同じようにすることを防止するための排他的な権利に残っているのは何でしょうか。（米国知的所有権法協会が最近開催したウェブセミナーでは、Google の最高裁判所弁護士のトム・ゴールドステン（Tom Goldstein）でさえ、最高裁判所のその判決は概ね、二次的著作物に関する著作権をひどく壊したと認めました。）

第五に、新しいコード言語の開発にとってこれは何を意味するのでしょうか。Google のような巨大企業が、著作権者の製品をつぶす（アンドロイドが Java ME に対してしたことのように）ために、「良い」部分をそのまま複製し、自身の競合製品を開発し、彼らの市場優位性を利用することができるならば、新しい言語のために必要な資源への大量な投資をする人がいるとは到底思えません。

最高裁判所の Google 判決は間違いなく、世代にわたって最も著作権に不利な判決です。しかしながら、現在の裁判所の知的財産権に対する敵意という点においては概して一貫しています。議会の介入がない限り、今回の判決は、イノベーション創出をより低下させ、既に来上がったプレイヤーの市場優位性をより強固にしています。